

独占禁止法基本問題懇談会資料 (第24回)

平成19年2月2日

公正取引委員会事務総局

警告の法令上の根拠

行政手続法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

独占禁止法

(必要な事項の公表)

第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

警告を公表することの意義・手続

警告を公表することの意義

- 運用の透明性の確保
- 需要者へ情報提供を行うことにより、適切な商品選択等の利益を確保
- 警告先事業者以外の社を含めた業界全般、他の業界も含め同様の行為の未然防止

警告の手続

対象となる行為

- ・法違反の疑いが相当程度認められるもの
- ・その行為の是正が、公正かつ自由な競争の維持・促進の観点から必要と考えられるもの

事前手続

- ・関係人に対し、警告書案を手交し、その内容を説明。
- ・意見申述等の機会を付与

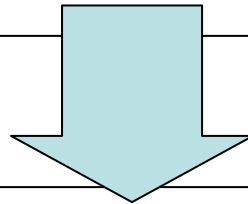
警告の実施

- ・関係人に対し任意の協力による自発的な是正を求める。
- ・警告書を相手方に交付する。

警告の例(1)

農業協同組合に対する警告2件(平成18年7月14日,同21日)

- ・ 米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター,ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設について,京都農業協同組合から生産資材を購入しない場合や京都農業協同組合を通じて米を出荷しない場合には,その利用を拒否していた疑いがあり,独占禁止法第19条(不公正な取引方法第13項(拘束条件付取引)に該当)の規定に違反するおそれがあることから,京都農業協同組合に対して警告
- ・ 組合員に対する「畜産事業勘定(肉牛)」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金の融資,土地,牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約について,組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引している疑いがあることから,独占禁止法第19条(不公正な取引方法第13項(拘束条件付取引)に該当)の規定に違反するおそれがあることから,土幌町農業協同組合に対して警告

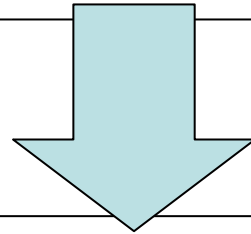


平成18年12月25日に規制改革・民間開放推進会議が公表した「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」において,問題意識の一つとして取り上げられ,農協のコンプライアンス体制の強化・内部統制の強化に取り組むべきとの提言がなされた。

警告の例(2)

(株)みずほ銀行に対する警告(平成18年8月8日)

- ・ 同社が提供する住宅ローンの取引に係る表示について、あたかも、平成18年3月1日から同年3月31日までの間に申込みをし、同年6月30日までに借入れをすれば、表示どおりの金利が適用されるかのように示す表示をしていたが、実際には、3月31日までに申し込んだとしても、借入れが4月以降になれば表示どおりの金利は適用されず、金利が上昇している状況においては、表示した金利より割高の金利が適用されるものであって、当該住宅ローンの取引に係る条件について一般消費者に誤認される疑いがある表示を行っていたことから、景品表示法第4条第1項第2号(有利誤認)の規定に違反するおそれがあるものとして、警告を行った。
- ・ 全国銀行公正取引協議会に対し、今後、同様の行為の未然防止と適正表示の一層の徹底が図られるよう、会員への指導の強化について要望を行った。

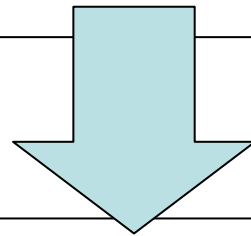


全国銀行公正取引協議会は、同年9月に「住宅ローンの広告表示」の改善点の取りまとめ、会員行に通知したほか、引き続きその他の預金商品についても広告表示の適正化についての取組みを進めている。

警告の例(3)

携帯電話事業者3社に対する警告等(平成18年12月12日)

- ・ ソフトバンクモバイル(株)が、通話料金及びメール料金について、「通話料、メール代」、「¥0」の文字を表示し、その表示の下方に、約25分の1の大きさの文字で通話料・メール代が無料となる条件等を記載して広告することにより、一般消費者が携帯電話サービスを利用するすべての場合に、通話料金及びメール料金が無料になると誤認させるおそれがあることから、景品表示法第4条第1項第2号(有利誤認)の規定に違反するおそれがあるものとして、警告を行った。



警告を公表することにより、通話料金及びメール料金が必ずしもすべての場合に無料となるわけではない旨が広く一般消費者に認識されることとなり、一般消費者がより正確な情報に基づいて携帯電話サービスを選択できるようになった。

平成18年度警告一覧(独占禁止法)

平成19年1月末時点

一連 番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	(株)アムズエナジーに対する件	田辺地区に所在する「エポック芳養セルフサービスステーション」と称する給油所において、普通揮発油を、平成17年9月9日から平成18年1月31日までの期間内に、長期間にわたり、仕入価格に販売経費を加えた価格を下回る価格で販売（仕入価格を下回る価格での販売を含む。）し、当該給油所の周辺地域に所在する石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	19条(一般指定6項)	18.5.18
2	小松空港構内タクシー営業会に対する件	平成17年11月16日付けで「小松空港構内タクシー営業会規約」と称する内部規程を改定し、小松空港構内へのタクシーの新規乗り入れを希望し、同会への入会を申し出た事業者に対し、同規程において、「申し込み日より2年間を待機期間とする」旨を定めることにより、小松空港構内のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限していた疑い。	8条1項3号	18.7.4
3	小松地区タクシー協会小松駅構内会に対する件	平成17年11月16日付けで「小松地区タクシー協会小松駅構内会規約」と称する内部規程を制定し、小松駅構内へのタクシーの新規乗り入れを希望し、同会への入会を申し出た事業者に対し、同規程において、「申し込み日より2年間を待機期間とする」旨を定めることにより、小松駅構内のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限していた疑い。	8条1項3号	18.7.4
4	全国クレーン建設業協会茨城支部に対する件	支部会員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を引き上げることを決定し、支部会員をしてこれを実施させていた疑い。	8条1項1号	18.7.7
5	愛知県クレーン協同組合に対する件	組合員の移動式クレーンを使用する作業に係る料金を決定し、組合員をしてこれを実施させていた疑い。	8条1項1号	18.7.7
6	京都農業協同組合に対する件	米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（3施設）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降） 京都農業協同組合（JA京都）から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた疑い。	19条(一般指定13項)	18.7.14

一連 番号	件 名	内 容	関係法条	警告年月日
7	土幌町農業協同組合に対する件	<p>組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、土幌町農業協同組合（ＪＡ土幌町）から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする事</p> <p>肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がＪＡ土幌町以外の者から生産資材を購入し、ＪＡ土幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする事</p> <p>としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑い。</p>	19条条（一般指定13項）	18.7.21
8	埼玉県獣医師会に対する件	<p>平成18年度以降に埼玉県内の市町村が委託する集合狂犬病予防注射について、専ら自らが同市町村と契約を締結して実施するため</p> <p>平成17年9月30日に開催した理事会において、専ら自らが埼玉県内の市町村と契約を締結して実施していく旨の決議を行い、決議に従わない会員に対し埼玉県獣医師会から除名することとなる旨を通知すること等により、会員が独自に同市町村と契約を締結することを不当に制限していた</p> <p>狂犬病予防注射で使用するワクチンの販売業者及び資材の販売業者に対し、独自に契約を締結して集合狂犬病予防注射を実施しようとする会員と取引しないよう要請することにより、不当に、これらの販売業者に、会員に対する当該ワクチン及び資材の取引を拒絶させるようにしていた</p> <p>疑い。</p>	8条1項4号,5号	18.9.29

平成18年度警告一覧(景品表示法)

平成19年1月末時点

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	冷蔵庫用脱臭炭の使用期間に係る不当表示	エステー化学㈱は、同社商品「脱臭炭冷蔵庫用」及び「脱臭炭冷蔵庫用大型」を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、平成12年4月1日から平成18年6月までの間、「脱臭炭冷蔵庫用」の包装袋に、「使用期間通常約5～6ヵ月(環境により異なります。)」と平成12年9月25日から平成18年6月までの間、「脱臭炭冷蔵庫用大型」の包装袋に、「使用期間通常5～6ヵ月(環境により異なります。)」とそれぞれ記載することにより、あたかも、当該商品の使用期間が約5～6ヵ月であるかのように表示していたが、実際には、使用する冷蔵庫の機種によっては、約2ヶ月程度で当該商品の内容物の蒸散が完了し、脱臭効力が無くなる場合もあった。	第4条第1項第1号	H18.6.9
2	住宅ローンの金利に係る不当表示	㈱みずほ銀行は、固定金利方式による住宅ローンの取引に当たり、平成18年3月1日から同年3月31日までの間に、同社の全国の店舗において一般消費者に配布した2種類の店頭チラシにおいて、あたかも、平成18年3月1日から同年3月31日までの間に申込みをし、同年6月30日までに借入れをすれば、当該店頭チラシに記載されたとおりの金利が適用されるかのように表示していたが、実際には、3月31日までに申し込んだとしても、借入れが4月以降になれば表示どおりの金利は適用されず、金利が上昇している状況においては、表示していた金利より割高の金利が適用されるものであった。	第4条第1項第2号	H18.8.8
3 ・ 4 ・ 5	資格試験等の合格実績に係る不当表示	TAC㈱、学校法人大原学園及び㈱早稲田セミナーの3名は、それぞれ、自らが開設する公認会計士試験、税理士試験又は公務員試験に係る試験対策講座の受講生を募集するに当たり、一般消費者に配布したこれらの講座案内のパンフレットにおいて、あたかも、パンフレットに記載した合格実績について自らが開設する試験対策講座を受講した成果であるかのように示す表示を行っていたが、実際には、記載した合格実績の中には、短期間の講座を受講したにすぎない合格者等自らが開設する試験対策講座を受講した成果とは認められない合格者が含まれているものであった。	第4条第1項第1号	H18.10.12
6	携帯電話の通話料金及びメール料金に係る不当表示	ソフトバンクモバイル㈱は、携帯電話役務の取引に当たり、平成18年10月26日に、新聞広告において、また、平成18年10月26日から同年11月2日までの間に、テレビコマーシャルにおいて、あたかも、同社の携帯電話役務を利用するすべての場合において、通話料金及びメール料金が無料となるかのように表示していたが、実際には、通話料金及びメール料金が無料となるのは同社の携帯電話役務の利用者間のみでの通話及びメールに限定されており、国際電話を利用した場合及び21時台から24時台の通話時間が1請求月に累計200分を超過した場合の通話料金は無料とならず、また、当該役務の提供を受けるためには、「ゴールドプラン」及び「新スーパーボーナス」と称する携帯電話役務の契約を締結することが条件であった。	第4条第1項第2号	H18.12.12

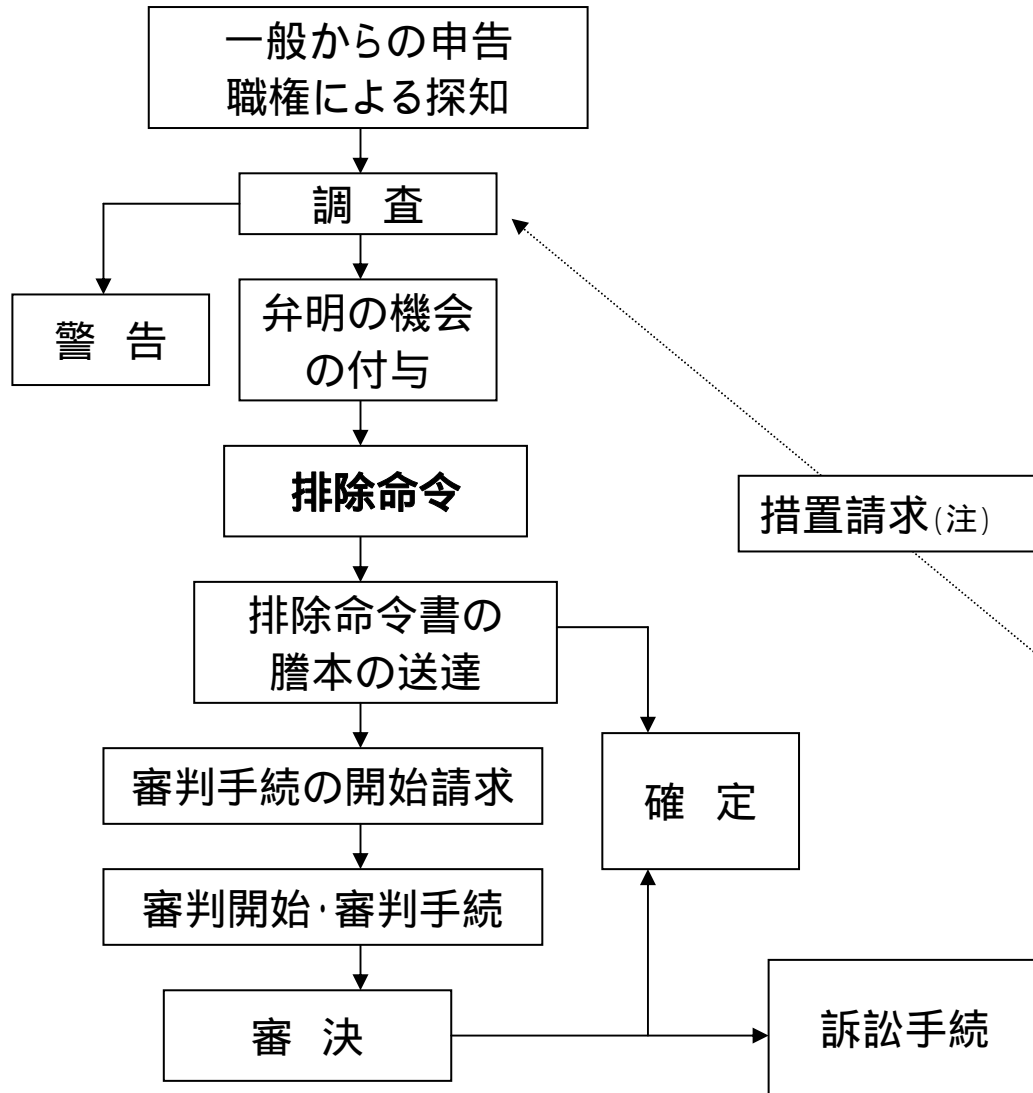
一連 番号	件 名	内 容	関係法条	警告年月日
7	家庭教師の派遣に伴う料金に係る不当表示	<p>(株)トライグループは、平成18年3月に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「トライ新年度生 いよいよ募集スタート！塾を決める前に、トライをお試ください。」と記載の上、「3月限定 授業料をいただく前にまずは効果をお試ください。 受付期間 3/31(金)まで お子様にピッタリの家庭教師に出会えるまで、何度でも【無料】で、授業を受けることができます。」と記載することにより、あたかも、当該チラシを配布して以降平成18年3月31日までの間、同社の家庭教師派遣を無料で体験できるかのように示す表示をしていたが、実際には、家庭教師派遣の契約を締結した上、同期間中に体験を希望する生徒を同社に登録して会員とし、当該生徒が、例えば同社と提携している中学校又は高等学校から紹介を受けた者である場合を除き、当該契約者から「登録費」と称する費用及び「教務費」と称する費用（ただし、当該生徒が、例えば同社に再入会した者である場合は「教務費」と称する費用のみ）を徴収しているものであった。</p> <p>なお、同社は、家庭教師派遣の契約を締結して当該費用を支払い、生徒が家庭教師派遣の体験を受けた後、当該契約の解除を申し出た者に対して、同費用を返還している。</p>	第4条 第1項 第2号	H18.12.26

景品表示法違反事件の処理権限

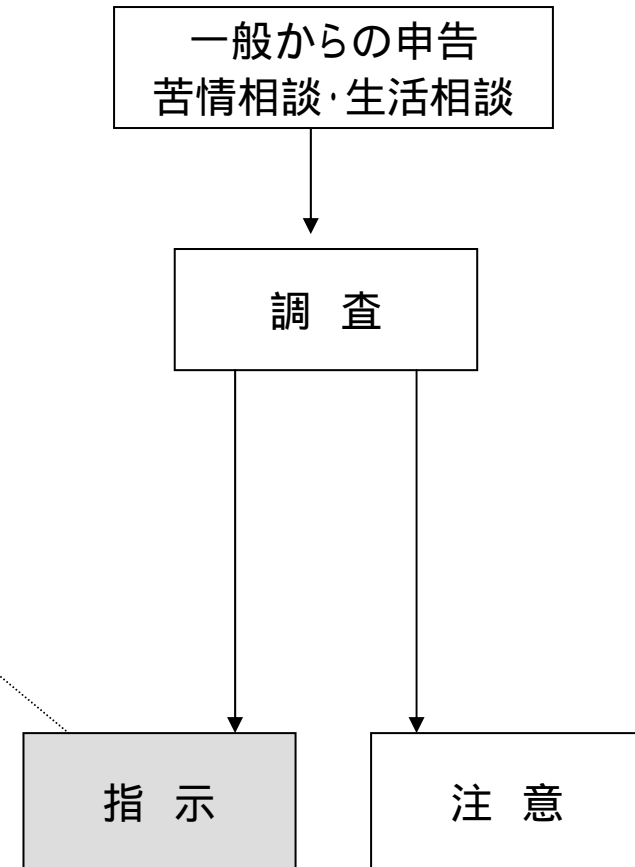
1. 公正取引委員会は、景品表示法第3条（景品類の制限及び禁止）又は第4条第1項（不当な表示の禁止）の規定に違反している事業者に対し、違反行為の差止めや再発を防止するために必要な事項、関連する公示等を命じる排除命令を行うことができる（景品表示法第6条第1項）。
2. 排除命令が確定した後、その事業者がその命令に従わない場合には、事業者の代表者等は2年以下の懲役又は300万円以下の罰金が、また、当該事業者は3億円以下の罰金が科せられる（景品表示法第6条第3項、独占禁止法第90条第3号、同法95条第1項第2号）。
3. 都道府県知事は、景品表示法第3条又は第4条第1項の規定に違反している事業者に対し、違反行為を止めること、これに関連する公示をすることを指示することができる（景品表示法第7条）。

景品表示法違反事件処理手続

公正取引委員会



都道府県



(注) 事業者が指示に従わないとき
違反行為を取りやめさせるため / 違反
行為が再び行われることを防止するため 11
必要があると認めるとき

最近の景品表示法違反事件処理状況

年 度		1 2 年 度	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度	1 6 年 度	1 7 年 度	1 8 年 度 (4 ~ 1 2 月)	
公正取引委員会	排除命令	景品	0	0	0	0	0	0	
		表示	3	10	22	27	21	28	20
		小計	3	10	22	27	21	28	20
	警告	景品	119	122	105	78	0	0	0
		表示	201	257	297	304	21	36	7
		小計	320	379	402	382	21	36	7
	注意	景品	25	9	4	29	72	78	30
		表示	123	74	106	213	650	532	313
		小計	148	83	110	242	722	610	343
	計	景品	144	131	109	107	72	78	-
		表示	327	341	425	544	692	596	-
		計	471	472	534	651	764	674	-
都道府県	指示	景品	0	0	0	0	0	0	
		表示	2	2	22	6	14	11	12
		小計	2	2	22	6	14	11	12
	注意	景品	150	109	98	56	51	62	19
		表示	319	355	443	408	1,110	606	270
		小計	469	464	541	464	1,161	668	289
	計	景品	150	109	98	56	51	62	-
		表示	321	357	465	414	1,124	617	-
		計	471	466	563	470	1,175	679	-

都道府県の指示については、現在公取委で把握しているものに限る。

平成18年度の注意件数については、平成18年度上半期の件数を記載している。

平成18年度の注意件数は上半期の件数であるため、平成18年4～12月時点の排除命令件数・警告件数・注意件数の合計値及び指示件数・注意件数の合計値は算出できない。